

平成19年3月6日

「秀」評価，GPA制度及び
履修登録単位数の上限設定の実施について
(Q & A)(案)
(平成19年度入学者用)

北海道大学 総長室・教育改革室
教務委員会

【「秀」評価】

Q1 「秀」評価を導入する目的は？

よりきめ細かな成績評価を行うことにより成績優秀者にインセンティブを与えるため、また、教育の国際化に対応するとともに、最近日本でもGPA制度と併せて5段階評価を導入する大学が増えていることから、他大学の制度との互換性を高めるためにも、平成17年度入学者から「優，良，可，不可」の上に「秀」評価を導入しました。

【GPA制度】

Q2 GPA制度を導入する目的と効果は？

- 1) 学生の学習意欲を高める上で有効です。
- 2) これを大学院進学や卒業資格等(Q6)に反映させることは、社会に対して教育の質を保証するという意味で、大学の責務と考えられます。
- 3) 学生による履修登録単位数の自主的な上限設定を促し、厳格な成績評価に対する教員の意識を高めるなどの効果も期待できます。

Q3 履修登録単位数の自主的な上限設定を促す効果とは？

~~基本的に~~履修登録をしたすべての科目の成績がGPAに反映されるため、学生はシラバス等を参照して、慎重に履修登録を行うようになります。退学勧告制度、卒業資格、大学院入学試験等に利用するなら、さらに効果が高まります。

このため、授業担当教員には、適切なシラバスに沿った教育と、適正な基準に基づく公正な成績評価が、これまで以上に強く求められます。

Q4 中期計画，認証評価等との関連は？

本学の[中期目標・中期計画](#)には、以下のように記されています。

「学士課程に「秀」評価(優の上に秀を加えて5段階評価とする)及びGPA制度を導入し、修学指導等に積極的に活用するよう努める」

「学士課程においては、各学期ごとに、学生各自の履修科目登録における単位数の上限を設定することについて、学部単位ごとに検討し、成案が得られた学部から逐次実施する」

大学評価・学位授与機構の認証評価における[大学評価基準](#)では、教育内容及び方法に係る基準の基本的な観点として、「単位の実質化(授業時間外の学習時間の確保，組織的な履修指導，履修科目の登録の上限設定など，学生の主体的な学習を促し，十分な学習時間を確保するような工夫)への配慮」が挙げられています。

* 本学は平成21年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける予定で、今後、GPA制度・履修登録単位数の上限設定・成績評価基準の明示と厳格な成績評価の総合的運用によって、単位の実質化をはかります。

* また国立大学法人評価においては、評価結果を次期の中期目標・中期計画の内容や、それに基づく運営費交付金等の算定に反映させる観点から、5年度目(平成20年度)に暫定評価を

行うこととなり、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、大学評価・学位授与機構が各大学(学部・研究科等)の教育研究の状況についての評価を行う予定です。

Q5 GPA制度とは？

米国において一般的に行われている学生の成績評価方法の一種で、その一般的な取扱いの例は以下のとおりです。

学生の成績評価方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階(A, B, C, D, E)で評価し、下記のとおりGPAを付与し、この単位当たり平均(GPA)を出す。

A = 4.0 B = 3.0 C = 2.0 D = 1.0 E = 0

単位修得はDでも可能だが、卒業のためには通算のGPAが2.0以上であることが必要とされる。

3セメスター(1年半)連続してGPAが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。ただし、突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。

このような取扱いは、1セメスター(半年)に最低12単位、最高18単位の標準的な履修を課した上で成績評価し、行われるのが一般的である。

本学のGPA制度は、米国の例や、最近日本でもこの制度を導入する大学が増えているので、それらの例を参考に、本学の実情に合わせてつくられています。

* GPA制度を実施している大学(学部)は、平成12年度で67校、平成15年度で163校、平成16年度で195校(全大学703校の約27%、うち国立35校)と、近年急増しています(文部科学省HP [大学における教育内容・方法の改善等について](#))。

* 本学では、卒業資格、退学勧告制度等へのGPAの利用(Q6)、成績証明書へのGPAの記載(Q22)等は、今後の検討課題です。また、本学の成績評価基準(Q14, Q15)と、米国の大学の基準には大きな違いがあります(Q24)。

* 卒業資格にGPAを利用する場合は、卒業に必要な科目の単位を修得することと、GPAの値が一定の基準以上であることと、2つの要件を課すことが考えられます。

Q6 GPA制度の利用方法は？

当面は、組織的な修学指導に利用し、学生が自らの学修状況を把握することにより履修計画に活用できると考えています。各学部において、GPAを利用したクラス担任、指導教員等による修学指導の充実をお願いします。

また、平成18年度から授業料免除の選考基準(GPA 2.0以上)に利用しています。学科分属、転科・転部、各種奨学金等の選考、留学支援、成績優秀者表彰、退学勧告等の制度、卒業資格、大学院入学試験等への利用が考えられます。これらについては、各学部、関係委員会等で今後検討します。

Q7 GPA制度の実施時期、及び試行利用と本格利用の違いは？

試行利用：平成17年度入学者からGPA制度を実施し、学修簿で各学生・クラス担任にGPAを知らせ、クラス担任による修学指導と学生の履修計画に利用しました。

本格利用：平成18年度以降は、各学部、関係委員会等でGPA・成績分布状況等のデータを検証しつつ、さまざまな制度(Q6)に利用します。

Q8 対象の学生は？

対象は学部学生(科目等履修生、特別聴講学生は除く)とし、平成17年度入学の1年次学生から年次進行とします。2年次編入学生は平成18年度から、3年次編入学生は平成19年度からの年次進行となります。なお、この制度は全学共通のものです。

Q9 年次進行とすると、成績入力の際に混乱が生じませんか？

年次進行とすると、1クラスの中に5段階評価適用の学生と4段階評価適用の学生が混在するため、教員にとっては成績入力が煩雑になりますが、成績入力画面の工夫等によって、混乱のないよう努めます。

年次進行とせず、高年次の学生にも5段階評価を導入すると、1人の学生の学修簿の

中に4段階評価と5段階評価が混在するため、学生の側に混乱が生じます。

Q10 全学共通のGPA制度によって、異なる学部**の成績の比較**は可能ですか？

全学教育科目については、**厳格な成績評価の取組み等**により、次第に比較が可能になると考えています。

専門科目については、現在は、異なる学部の学生の成績をGPAによって一律に比較することは困難ですが、今後、**成績評価基準(ガイドライン)の設定等**、厳格な成績評価の取組みを進め、成績分布・GPAの平均値等、比較の基礎となるデータを整備して、さまざまな全学的制度(Q6)へのGPAの利用を**検討**します。

* 成績評価の公平性と信頼性を確保するため、**成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施等について**に基づき、専門科目についても、成績評価基準の明示(シラバスに「到達目標」「評価の基準と方法」を明示)、成績評価基準(授業科目ごとのガイドライン)の設定、成績評価結果(クラス別の成績分布)の公表、成績評価の妥当性の検討(評価の極端な片寄りの点検)を進めるよう、各学部にお願いします。

* 本学の**中期目標・中期計画**には「シラバス等による成績評価基準や成績分布の公表は、既に学士課程で実施しているが、大学院課程(修士課程)においても実施するため、成績評価基準の見直しを行う」と記されています。学士課程では、平成19年度までにすべての学部で専門科目の成績分布の公表を**実現**します。大学院修士課程でも、シラバスの公表及び成績評価基準について各研究科等で検討をお願いします。

* 全学教育科目、専門科目、その他の科目(教職科目、国際交流科目)について、**成績分布WEB公開システム**により成績分布・GPの平均値等の公表を進めます。

Q11 学部の独自の基準に基づくGPAを使うことはできますか？

今回は全学共通のGPA制度を創設するものです。利用方法に応じて、対象科目(Q18)等に関して学部独自の設定をすることについては、改めて検討します。

Q12 大学院学生は対象外ですか？

今後の検討課題です。奨学金返還免除の選考基準等における成績基準等については、将来はGPAの利用も考えられます。

平成20年度を目処に、大学院の全研究科等でもWEBシステムによる成績入力とシラバスの公開の実現を図ります。

Q13 GPとは？

学期ごとに授業科目の成績を5段階評価し、各々に対して以下のGPを与えます。

成績評価	秀	優	良	可	不可
G P	4.0	3.0	2.0	1.0	0

Q14 成績評価の基準は？

成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施等についてに基づき、絶対評価によるか、相対評価によるか、絶対評価による場合の評価基準、相対評価による場合の評価基準と各評価の割合等については、授業科目ごとに担当教員集団で協議して定めます。

全学教育科目については、18年度1学期の成績評価結果をもとに成績評価・授業評価結果検討部会でクラスごとの成績分布の基準について検討した結果、19年度には、「秀」評価の目標値は「10~15%」、GPAの目標値は「2.35」、「評価の極端な片寄り」の点検基準は「学期GPAの平均値±0.5~0.6」を目安とします。

Q15 100点方式の基準との対応は？

各学部において、「秀」を加えて以下のとおり定めています。全学共通のGPA制度を運用する以上、**特に全学教育科目については、**共通の基準が必要です。

成績評価	秀	優	良	可	不可
100点方式との対応	90以上	89~80	79~70	69~60	59以下

Q16 GPAの計算方法は？

学期ごとに算出する学期GPAと、在学中の各学期を通算して算出する通算GPAの2種類があります。それぞれの計算式は以下のとおりです。

学期GPA

$$\frac{(\text{その学期に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{その科目の単位数})\text{の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

通算GPA

$$\frac{((\text{各学期に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{その科目の単位数})\text{の合計})\text{の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計})\text{の総和}}$$

* GPAの計算は、小数点第3位以下を切り捨てとします。

Q17 学期GPAと通算GPAの利用方法の差異は？

- 1) 学期GPAは、当該学期の学修状況・成果を示す指標であり、**利用方法は、主として、次学期へ向けての修学指導及び前学期の成績優秀者に対する特例措置(Q36)の基準に利用**します。
- 2) 通算GPAは、在学中の全期間の学修状況・成果を示す指標であり、さまざまな判定の資料として利用します。

Q18 GPA算出の対象科目は？

- 1) 全学教育科目(教養科目, 基礎科目, 日本語科目及び日本事情に関する科目), 専門科目, その他の科目(教職科目, 国際交流科目)のうち, 各学部において, 5段階評価によって成績を認定された科目 であって, かつ, 卒業要件に算入できる科目 を対象とします(他学部履修を含む)。
- 2) 本学在学中に, 他大学あるいは留学先の大学等での履修によって修得した単位も, 上記の2要件(及び)を満たす場合は, 対象とします。
- 3) 「合格・不合格」による評価は, 対象としません。

* 全学教育科目の外国語演習, あるいは教職科目, 国際交流科目等で, その学部において卒業に必要な単位数に算入できる科目については, 「単位まで」等の制限にかかわらず, 成績評価を受けたすべての単位が含まれます。これは, どの科目が卒業に必要な単位数を超えた科目か, 機械的には判定できないためです。

* 他大学, 留学先の大学等で修得した単位を, 「合格」の評価により, 単位数のみ認定し, 5段階による評価はしない場合, この評価はGPAには算入されません。

Q19 パス・ノンパス(P/NP)制度とは？

これは学生の申請によってGPA適用除外科目を選択できる制度で, 米国ではGPA制度と不可分・一体のものとして広く採用されています。

それとは別に, 特定の授業科目(あるいは科目群)がGPA制度と連動した厳格な成績評価の画一的な適用には馴染まない**等の事情がある**場合, これを通算GPAの適用除外科目(パス・ノンパス(P/NP)科目)とします。

この場合, 当該科目は5段階で評価し, この成績は学期GPAには算入するが, 通算GPAには算入しないこととします。一方, 「合格・不合格」による評価は, 学期GPAにも, 通算GPAにも算入されません(Q18)。

平成18年度以降, 全学教育科目の体育学A(実技)及び情報学Iはパス・ノンパス(P/NP)科目とします。

* パス・ノンパス(P/NP)科目の成績は, 区別のマークを付けて学修簿に記載され, 卒業に必要な単位数に算入されます。

学生の申請によるパス・ノンパス(P/NP)制度については、**コアカリキュラム**の幅広い履修を促す観点から、**平成20年度以降の導入を目標**に検討します(Q21)。

Q20 既修得単位として認定された入学・編入学以前の修得単位及び英語単位「優秀認定」制度により認定された単位の取扱いは？

これらの制度により認定された単位は、当該学期以外の時期における学修に基づくので、学期GPAには算入せず、通算GPAにのみ算入します。

入学(編入学を含む)以前の他大学等における修得単位については、本学で修得したか、本学以外の大学等(短期大学、高等専門学校を含む)で修得したかにかかわらず、Q18の2要件(5段階評価によって成績を認定、卒業要件に算入できる)を満たす場合は、通算GPAに算入することとします。

- * 文学部等の3年次編入、法学部の2年次編入における全学教育科目の単位等で、5段階評価によらず、一括して認定する場合は、GPAには算入されません。
- * 平成17年度以降の既修得単位の認定において、4段階評価の既修得単位を5段階評価で認定する方法については、全学教育委員会、各学部でさらに検討します。
- * 全学教育科目については、平成19年度に向けて、既修得単位認定の日程・手順・審査対象とする科目の範囲等の見直しを予定しています。

Q21 卒業要件の単位数を超える選択科目の成績もすべてGPAに算入すると(Q18)、学生の幅広い学習への意欲が抑制されませんか？

学生の幅広い学習への意欲に応えるために、学生の申請によるパス・ノンパス(P/NP)制度(Q19)の**導入を、平成20年度以降を目標**に検討します。

併せて、学生の学力の多様化に鑑み、成績不振の学生には、履修科目を絞り込み、少ない科目に集中して取り組むよう指導する一方、成績優秀な学生には、履修登録単位数の上限を高める特例措置(Q36)などにより、総合大学の利点を生かした幅広い学習を促す仕組みを整備します。

また、GPA制度の導入、「評価せず」の廃止により学生の幅広い学習への意欲が過度に抑制されないよう、「予備科目」は「追加・入れ替え科目」に改め、「履修取消し」制度を導入します(Q28)。

Q22 学修簿や成績証明書への記載は？

各学期に配付される学修簿には、学期GPA及び通算GPAを記載します。

成績証明書への記載は今後の検討課題とし、当面GPAは記載しません。

これは、現在、本学の成績証明書には、「不可」評価の科目は記載されず、またGPAに算入されない科目が記載されるため、GPAを記載した場合、成績証明書に記載の科目との間に不整合が生じるためです。

- * 留学等のために学生が希望するときには、GPAを記載した成績証明書を発行するよう検討します。この場合、「不可」評価の科目も記載し、GPAの対象外の科目には、区別のマークを付けることが考えられます。

Q23 米国では、5段階評価をさらに細分化し、10段階の評価体系を採用する大学も多いと聞きますが、本学ではよりきめ細かな評価体系を導入する予定はありますか？

導入当初は比較的シンプルな評価体系がよいと考えています。制度を運用する中で、問題があれば、改めて検討します。

Q24 米国では一般的に、GPA=2.0以上が卒業要件、GPA=2.0未満で退学勧告、GPA=3.0あるいは3.5以上が大学院入学の基準と聞きますが、本学のGPAはこれに適合しますか？

[日米教育委員会「大学・大学院留学の手引き」](#)

[University of Massachusetts Amherst](#)

[Portland State University](#)

これは成績評価基準とも関連しますので、今後、GPAの平均値等のデータによって検証します。

学生及び社会に対する説明責任を果たす観点から、学修簿にはGPAのほか、全学及び当該学部平均値等を付記して、その学生の成績が本学あるいは学部の中でどのような位置にあるかを示すほか、クラスごとの成績分布・GPの平均値等を公表して、本学のGPA制度・成績評価の実情について学内外の理解を深めるよう努めます。

- * GPAの平均値には、該当者数を付記します。
- * GPA対象科目の数が0の場合、GPAは計算できません。
- * 履修科目が極端に少ない学生の扱いについては、今後データを見て、さらに検討します。
- * 学期GPA・通算GPAの対象科目と対象外の科目には区別のマークを付けます。

Q25 必修科目が「不可」となり、再履修で合格となった場合の取扱いは？

必修科目で「不可」と評価された場合、再履修等によって合格となるまでの間は「不可」のGP及び単位数が累積されますが、合格の評価が与えられた時点でそのGP及び単位数が算入され、以前の「不可」のGP及び単位数は計算式から除外されます。

これは、必修科目は必ず履修すべき科目であり、以前に「不可」と評価された科目と新たに単位を修得した科目の対応関係が明白であるためです。

Q26 選択必修科目や選択科目が「不可」となり、再履修した場合は？

選択必修科目や選択科目では、「不可」と評価され、のちに再履修あるいは他の科目の履修等によって単位を修得した場合、そのGP及び単位数が算入されますが、以前の「不可」のGP及び単位数は残ります。

これは、その科目が必修科目ではなく、以前に「不可」と評価された科目と新たに単位を修得した科目の対応関係が機械的には判定できないためです。

ただし、この取扱いで「評価せず」を廃止した場合(Q28)、幅広い履修を抑制する効果が強すぎるため、すでに評価を受けた科目(選択科目で「不可」評価の場合等)についても、一定の条件(卒業に必要な最低修得単位数を超える単位等)で、学生の申請により遡って通算GPAの適用除外を選択できるパス・ノンパス(P/NP)制度(Q19)の導入を、平成20年度以降を目標に検討します。

Q27 GPAの取得ポイントを上げるための方策は？

成績証明書へのGPAの記載や卒業資格等へのGPAの利用を考えると、GPAの取得ポイントを上げる方策が必要となるので、選択科目等で「卒業単位数に算入しない科目」の「不可」については、学生の申請によるパス・ノンパス(P/NP)制度(Q26)により通算GPAから除外できる制度の導入を、平成20年度以降を目標に検討します。

GPAの取得ポイントを上げるために、米国では「可」等で合格した科目を再履修できる制度がありますが、本学では現在は、合格した科目の再履修は認めていません。

Q28 「評価せず」の廃止に伴う履修登録の取消し制度はどうなりますか？

GPA制度及び履修登録上限設定の実施に伴って、平成18年度入学者から、「評価せず」(授業担当教員が履修しなかったと判断し成績評価を行わない場合の判定)は廃止し、一定の期間内に登録科目を予備科目と入替えできる制度(Q36)を導入しました。

平成18年度の利用実績等を検証した結果、19年度からは、予備科目は、登録科目と入替えできるだけでなく、履修登録単位数が上限設定以下で余裕がある場合、追加登録することもできる、追加・入れ替え科目に改めます。

また「評価せず」の廃止に対応して、19年度から、病気による長期欠席や履修登録時に思い描いた授業内容と異なる場合などを考慮して、選択科目等(選択必修科目及び履修学期が指定されていない必修科目(一般教育演習、外国語演習等)を含む)について、学期末試験に近い時期(6月及び12月)に「履修取消し」制度を導入します。この場合、抽選により履修許可を得た科目も「取消し」できます。

- * GPA制度と履修登録上限設定(Q35、Q36)の下で「評価せず」が廃止されると、学生はシ

ラバス等を参照して履修科目を厳選し、慎重に履修計画をたてる必要があります。

* 教員にも、適切なシラバスに沿った教育と、適正な基準に基づく公正な成績評価(成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施)、及び成績入力期限の厳守が強く求められます。

* G P A制度と厳格な成績評価について教員の意識を高めるため、成績入力画面で、入力したクラスの成績分布(人数及び割合)・G Pの平均値等を確認できるようにしました。

~~* 履修時期・クラスが指定されている必修科目では、通常は全員が履修するので、学生の履修登録の前に、機械的に登録し、再履修や学期途中の休学等、特別の場合のみ履修登録の取消しを認めることも考えられません。~~

Q29 工学部における「S判定：要再試」の取扱いは？

工学部の専門科目における「S判定：要再試」は、授業担当教員が暫定的にとりうる措置で、当該学生の出席状況、達成度の観点から、現時点では合格点(「可」以上)と判断するレベルには達していないが、「不可」の判定を下して再履修を求めるよりは、再試験、レポート提出等により追加的に学修を求めるほうが教育的に望ましいと判断した場合に限り、当該科目の開講学期から起算して1年以内実施する試験等の結果を成績入力期限(開講学期)後にも入力できるようにする措置です。ただし、4年次(卒年次)学生については、卒業判定時期までに結果を入力することとしています。

なお、「S判定：要再試」の成績登録の行われた科目については、再試験等の結果が出るまでは「不可」として扱われますが、合格の評価が与えられた時点で、「不可」のG P及び単位数は通算G P Aの計算式から除外されます。

また、該当学生が、「S判定：要再試」の成績登録が行われた科目について再履修の手続を行った場合、又は退学及び除籍となった場合、再試験等を受けなかった場合は、当該科目の成績は「不可」に確定します。

Q30 追加認定試験の取扱いは？

平成18年度以降、ほぼすべての全学教育科目で「翌期再履修」が可能になるため、またG P A制度及び履修登録上限設定と不整合が生じるため、追加認定試験(全学教育科目で、定期試験・追試験で成績評価が「不可」の者に対して行う試験)は廃止します。

Q31 学期末に実施される集中講義の成績の取扱いは？

学期末に実施される集中講義の成績は、成績入力期限との関係で、その学期のG P Aには算入されないことがあります。次の学期以降の通算G P Aには算入されます。

Q32 成績入力が遅れた場合の取扱いは？

成績が期限までに入力されないと、「保留」の扱いとなり、この科目はG P Aには算入されず、成績の優秀な者には不利に、成績不良の者には有利に働くので、成績入力期限の厳守をお願いします。

【履修登録単位数の上限設定】

Q33 履修登録単位数の上限設定導入の理由と目的は？

特に1年次1学期に、学生があまりに多くの単位を取得しようとして、予習・復習も不十分なまま授業に追われ、どの科目も消化不良に終わる傾向が強くなっているため、平成18年度入学者から、第1年次において履修登録単位数の上限設定を実施しました。上限設定の目的は以下のとおりです。

- 1) 授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保する工夫によって、単位の実質化をはかる。
- 2) 学生の学力の多様化に対応して、成績不振の学生には、履修科目を絞り込み少ない科目に集中して取り組むよう指導し、成績優秀な学生には、履修登録単位数の上限を高め幅広い学習を奨励することにより、教育効果を高める。

* 履修科目登録の上限設定を実施している大学は、平成15年度で399校、平成16年度で429(全

大学703校の約61%、うち国立60校)に上ります(文部科学省HP [大学における教育内容・方法の改善等について](#))。

Q34 授業時間外の学修時間の基準は？

平成18年度から、大学設置基準に沿って、全学教育科目規程及び各学部規程に「各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を計算する」という規程を盛り込み、**単位制度の趣旨を学生・教員に周知徹底**しました。

この規程によれば、2単位の授業科目は標準として90時間の学修を必要とし、授業が週1回の科目(講義、演習等)なら、教室での授業1.5時間×15週×1回=22.5時間に対して、授業時間外の学修が67.5時間、週2回の科目(初習外国語、実験等)なら、教室での授業1.5時間×15週×2回=45時間に対して、授業時間外の学修が45時間必要です。

Q35 履修登録単位数の上限設定とはどのような制度ですか？

各学期に履修登録できる単位数の上限を、平成18年度以降の入学者の1年次については、各学部ごとに下記のとおり定めます。

2年次以降については、各学部で検討し、決定した学部から順次、学生便覧への記載等により周知します。

学部 学期	文学部	教育学部	法学部	経済学部	理学部	医学部	
						医学科	保健学科
1学期	2 1	2 1	2 2	2 1	2 3	2 4	2 3
2学期	2 1	2 1	2 2	2 1	2 3	2 2	2 3

学部 学期	歯学部	薬学部	工学部	農学部	獣医学部	水産学部
			全 系			
1学期	2 1	2 4	2 3	2 1	2 3	2 3
2学期	2 1	2 4	2 3	2 1	2 3	2 3

上記の上限設定単位数に「含まれる科目」及び「含まれない科目」は、以下のとおりです。

上限設定単位数に「含まれる科目」(次項に挙げる科目を除く)

1年次の通常の授業期間に開講される科目(教養科目、基礎科目、日本語科目及び日本事情に関する科目、専門科目、教職科目、国際交流科目)のうち、各学部において卒業に必要な単位数に算入できるすべての科目(他学部履修、再履修の科目を含む)

本学在学中に他大学で履修する科目

上限設定単位数に「含まれない科目」

特別講義及び一般教育演習の中から各学期に1科目を上限設定外で履修できる。

教員免許状や各種資格を得るための履修、国際交流科目等で、卒業に必要な単位数に算入できない科目(卒業に必要な単位数に算入できる学部においては、上限設定単位数に含まれる)

通常の授業期間以外の時期に開講される集中講義等の科目

本学あるいは本学以外の大学等(短期大学、高等専門学校を含む)で本学入学(編入学を含む)以前に修得し、各学部において既修得単位として認定された科目

本学在学中に留学先の大学等で修得し、各学部において認定された科目

Q36 上限設定を超えて履修登録はできないのですか？

各学部の定めた上限設定単位数を超えて履修登録はできませんが、以下は例外です。

上限設定単位数を超えて登録できる科目及び単位数(履修届では別枠に記入)

- ・特例措置： 4単位まで（毎年度見直し）
- ・学期加算単位数： 4単位まで（平成19年度までの暫定措置）
- ・上限設定外科目(Q35：上限設定単位数に「含まれない科目」)：単位数制限なし(卒業に必要な単位数に算入できない場合に限る)
- ・集中講義： 単位数制限なし

* 特例措置とは、平成19年度入学者の1年次2学期には、1学期の「GPA算入単位数が10単位を超えた者」でかつ「GPA2.40以上の者」に対して、特例として上限設定単位数を超えて4単位まで登録が認められる制度です。ただし、平成18年度入学者については、従前どおり「GPA2.30以上の者」とします。

* 学期加算単位(旧「再履修科目」)とは、1年次1学期開講科目の再履修の必要性等を考慮して、2学期に、各学部で定めた上限設定単位数を超えて4単位追加(加算)登録できる制度です。

その他に、追加・入れ替え科目として6単位までを登録し、所定の期間内に本人の申請により、上限設定単位数内及び上記で登録した科目に追加あるいは入れ替えができます。ただし、抽選により履修許可を得た科目との入替えはできません。

Q37 上限設定の結果、学生が遊んでしまう、留年が増える等、弊害はありませんか？

GPA制度・履修登録上限設定・厳格な成績評価の総合的運用により単位の実質化を進め、併せて以下の方策をとることにより改善が進むと考えています。

全学FDのテーマに「単位の实質化をめざす授業の設計」を取上げる等、授業の実質化を進め、学生の予習・復習を促す仕組みの開発に努めている。

授業評価アンケート、新教育課程・「単位の实質化」に関する学生・教員アンケート(18年秋に実施)等により、学生の学修・予習・復習状況の調査をはじめた。平均的な予習・復習時間は1日1時間程度と不十分ではあるが、教員が指導を充実したクラスでは予習・復習時間が前年度に較べて倍増した例もあり、改善の可能性はあると思われる。

そのほか、附属図書館北分館入館者の増加、授業への出席率の向上、学期末試験の成績・レポートの質の向上、CALL オンライン授業で大多数の学生が着実に課題を完了したこと、GPAの全学平均値の上昇(17年度1学期：2.23 18年度1学期：2.35)等、単位の实質化の成果と見られる動きがある。

平成17年度からクラス担任によるGPAを利用した修学指導を開始し、オフィスアワー、クラスアワーの活用と併せて、学生の学修状況の把握ときめ細かな指導に努めている。クラス担任アンケート、各学部への調査等によれば、初年次学生に対する指導の状況を点検した結果、成績下位者への指導は次第に充実されている。

平成18年度から留年・休学・離籍者数等の継続的調査をはじめ、各学部はそのデータの点検・評価の体制の整備を要請した。平成18年度以降はほぼすべての全学教育科目で「翌期再履修」クラスが開講されるので、きめ細かな修学指導により、留年者数は次第に減少すると予測している。

Q38 新しい制度について、教員・新入生への周知は十分ですか？

平成17年度以降、全教員に「秀」評価及びGPA制度の実施について(報告)及び(Q&A)を配布し、高等教育機能開発総合センター「センターニュース」に関連記事を掲載するなどして周知に努めています。

平成19年度も、「Q&A」等により全教員に周知徹底をはかります。

新入生には、各学部の学生便覧等に説明を掲載し、学生向けの「Q&A」を配付し、広報誌「えるむ」に関連記事を掲載するなどして、周知徹底をはかります。

また、本学HPにも関連のサイトを設けて、周知に努めています。

<http://infomain.academic.hokudai.ac.jp/GPA/gpaqa.html>